

令和7年3月26日



担当課	文化振興課
担当者	後藤、清水
電話	(073) 435-1194
内線	3018

## 和歌山市指定文化財の新指定について

このことについて、和歌山市文化財保護審議会からの答申を受け、次のとおり3件（1件（十一面観音立像及び僧形八幡神立像・大威徳明王坐像）は追加指定）の文化財資料が、令和7年3月25日付で和歌山市指定文化財として新たに指定されました。これにより、和歌山市指定文化財の件数としては、これまでの90件から2件増えて92件となります。

名称	種類	員数	所在地	所有者
かっさんとうかんざぞう 夾山東寛坐像	彫刻	1 軀	和歌山市鷹匠町 <sup>たかじょうまち</sup>	禅林寺
じゅういちめんかんのんりゅうぞう 十一面観音立像 及び そうぎょうはちまんしんりゅうぞう 僧形八幡神立像・ だいたくとくみょうおうざぞう 大威徳明王坐像	彫刻	3 軀	和歌山市西庄 <sup>にししのしょう</sup>	西念寺
いだきそじんじゃみこし 伊太祁曾神社神輿	有形民俗	3 基	和歌山市伊太祈曾	和歌山市

## 新指定1 夾山東寛坐像 1 軀

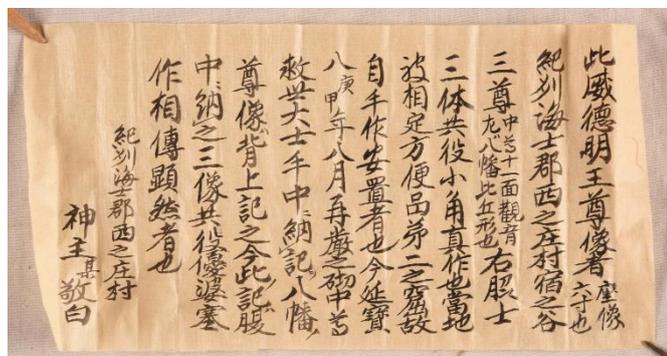
和歌山城の南にある通称寺町の南東端に所在する禅林寺は臨濟宗妙心寺派の古刹で、『紀伊国名所図会』等によると、創建年代は不明ですが寛永8年(1631)に徳川頼宣が夾山東寛(通称、夾山和尚)に命じて現在の地に再興させたとされています。

本像は、温雅でありながら意志の強さを感じさせる固く結ばれた口元、奥行きのある体軀など写実性に富んだ優れた作行きを示しています。また、像底部より前後材をつなぐ棧を彫り残し内刳りを施すことや体内に残る墨書銘から作者は龍安寺細川勝元像等といった肖像彫刻において卓越した作品を生み出した吉野右京と考えられ、本作もまたその技量をいかんなく発揮した作例であるといえます。



## 新指定2 十一面観音立像及び僧形八幡神立像・大威徳明王坐像 3 軀

西念寺観音堂本尊および両脇侍はヒノキの一木造りで、平安時代後期(12世紀)の特色をよく示しています。西念寺観音堂はかつて葛城修験の二ノ宿にあった神福寺から移されたもので、これらの像は江戸時代後期の地誌『紀伊統風土記』に「本尊十一面観音、脇士八幡大菩薩、大威徳明王なり。三像共に役行者の作」と記載された像に相当することが大威徳明王坐像の解体修理の際に発見された胎内納入品である延宝8年(1680)修理文書からも裏付けられました。なお、令和5年度に指定された地藏菩薩立像を今回修理銘文に合わせて、僧形八幡神立像と名称変更するとともに、本尊十一面観音立像及び大威徳明王坐像を三尊一具のものとして追加指定を行うものとします。本三像は葛城修験二ノ宿である神福寺のかつての姿を今に伝える貴重な遺品です。



延宝8年修理文書

大威徳明王坐像

### 新指定3 伊太祁曾神社神輿 3基

伊太祁曾神社は和歌山市伊太祈曾にある紀伊国一の宮で、別名を山東宮とする式内社です。本殿に主祭神である五十猛命、左脇殿に大屋都比賣命、右脇殿に都麻津比賣命を祀っており、神輿は伊太祁曾神社の秋の例祭に際して行われる神幸祭において老番神輿に主祭神である五十猛命、貳番神輿に大屋都比賣命、参番神輿に都麻津比賣命が遷座し、奥宮である丹生神社へ渡御する渡御行列で使用されます。

神輿は宝形造の屋蓋（屋根）、身舎（胴部）、台座（台輪）からなり、参番神輿の総高がやや小さいものの三基とも同形です。神輿は蒔絵や置き上げ彩色を華やかに使用し、露盤頂上の鳳凰や華鬘・幡・瓔珞をはじめとする鍔金具により豪華に仕立てられています。老番神輿芯柱の墨書銘により、万治3年(1660)に鍔金具が寄進され、天明2年(1782)、天保11年(1840)、明治35年(1902)に修理が加えられていることが分かっています。

現在も渡御行列で使用されている伊太祁曾神社神輿は彩色に関しては後世の修理時のものであると考えられるものの、鍔金具を含め当初材が非常によく残っている優品です。



老番神輿



貳番神輿



参番神輿